

火災・救急・救助 119 まとい
消防瓦版纏 No.381
 富良野広域連合富良野消防署占冠支署
 56-2119

熱中症にご注意を！

本格的な暑さがやってくるこれからの季節は熱中症患者が急増する時期です。特に熱中症患者が一番多くなる7月は熱中症予防強化月間とされています。さらに今年は新型コロナウイルス感染症対策のためにマスクを着用する機会が多く、熱中症になるリスクが高まる恐れがあります。熱中症は重症化すると死に至ることもあり、屋外だけではなく屋内や夜間にも発症します。また、小さな子どもや高齢者（熱中症患者のおよそ半数は高齢者）は体温調節機能がうまく働かず熱中症になりやすいため注意が必要です。熱中症を防ぐために、涼しい服装で過ごす、暑さに身体を慣らす（暑熱順化）、日頃の体調管理、こまめな水分・塩分補給を心がけましょう。

熱中症の疑いがある方を発見した場合は、以下の3つの処置を行ってください。これら①～③を実施しても**体調が良くならない、頭痛や吐き気がでてきた、意識がないなどの症状がある場合にはすぐに救急車を呼びましょう。**

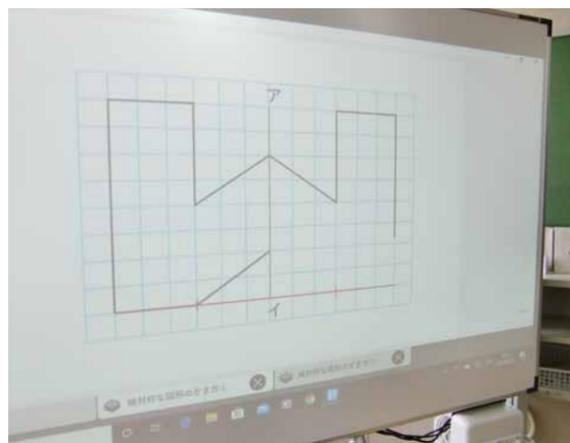
～熱中症が発症したら行う処置～

- ①涼しい環境への避難
- ②脱衣と冷却（わきの下、太ももの付け根等）
- ③水分・塩分の補給（必ず自分で飲んでもらうこと、無理に飲ませない）

救急出場状況(5月分)

| | |
|------------|----------|
| 一般負傷 | 2件(2人) |
| 急病 | 3件(3人) |
| <hr/> | |
| 5月計 | 5件(5人) |
| 累計 | 66件(58人) |
| ※()内は搬送人員 | |

地域とともに コミュニティ・スクール情報 ～占冠中央小学校～



【図形のかき方をデモンストレーションするデジタル教科書】

これまで、この「地域とともに」で紹介してきましたが、占冠中央小学校では、タブレット端末が子ども一人一人に配付されていたり、実物投影機が各教室に設置されていたりするなど、ICT機器を活用した授業ができる環境を整えていただいています。

2年前には、2台の電子黒板を設置していただきましたが、今年度、更に2台追加して設置していただきました。

また、小学校では、今年度教科書が新しくなり、ICT機器を活用した授業に対応できるよう、教科書にQRコードが添付されたり、デジタル教科書が作成されたりしています。

このような中、今年度、3校の先陣を切り、本校では、全ての学年の算数に教師用のデジタル教科書を、第5・6学年に子ども用のデジタル教科

書を導入し、授業で活用することとしています。

今後到来すると予想されている「Society5.0時代」を生きる今の子どもたちにとって、ICT機器は、鉛筆やノートと並ぶ必要不可欠な道具となっていることが容易に想像できます。その子どもたちが、ICT機器を活用して自分の考えや思いを表現できるようになること、そして、自分の足で立ち、自分の頭で考え、答えのない課題に他者と一緒に解決策を見いだすことができるようになることをめざして、これからICT機器を効果的に活用した授業を行っていききたいと思います。

占冠村教育委員会 ☎ 56-2182

こんにちは

保健師です

このコーナーでは、健康や保険制度などの情報をお届けします。

困りごとがありましたら、お気軽にご相談ください。

住民課保健予防担当 ☎ 56-2122

介護保険制度について

介護保険制度とは介護が必要になった方を社会全体で支えるしくみです。介護が必要な方に、その費用を給付する保険を『介護保険』といいます。他の保険と同じように給付を受けるには手続きや受けられるかの審査があります。

保険料の支払いは、40歳になると介護保険への加入が義務付けられ、保険料を支払います。40歳から64歳までの被保険者は加入している健康保険と一緒に徴収されます。保険料は各健康保険組合により異なります。65歳以上の被保険者は、原則として年金からの天引きで村が徴収します。



介護保険サービスを利用する流れ

①要介護認定の申請の窓口

「占冠村役場福祉子育て支援課介護担当」が窓口になっています。申請にあたり、介護保険被保険者証、医療機関、主治医名、マイナンバー（個人番号）、健康保険被保険者証（第2号被保険者）が必要です。

②認定調査・主治医意見書

「認定調査」は、調査員（地域包括支援センター保健師等）が、ご自宅や入院先を訪問し、全国共通の調査票をもとに、ご本人やご家族から聞き取り調査を行います。

「主治医意見書」は、主治医に対し、役場担当者から作成を依頼します。主治医がいない場合は、村が指定した医師の診断を受けていただきます。費用はかかりません。

③審査・判定

認定調査の結果をコンピュータで公平に判定します。その結果と主治医意見書をもとに、「介護認定審査会」が総合的に審査・判定し、介護度を決定します。認定結果が出るまでは約1か月程を要します。

④認定結果の通知

「介護認定審査会」の審査・判定により決定した介護度（認定結果）を、役場から申請者に通知（送付）します。

⑤ケアプランの作成

どのようなサービスが必要か、本人・家族とケアマネジャーが話し合い、「ケアプラン」（介護サービス計画）を作成します。

⑥介護保険サービスの利用

「ケアプラン」に基づいて在宅や施設でサービス利用を開始します。

介護保険サービスを利用できる人

介護保険サービスを利用するためには「要介護認定の申請」を行い、介護や支援が必要という「認定」が必要です。

第1号被保険者（65歳以上の方）は原因（病気や怪我）を問わず、介護や支援が必要になれば誰でも申請ができます。第2号被保険者（40～65歳の方）は「特定疾病※」が原因で介護や支援が必要になった時のみ申請ができます。

※特定疾病とは、老化が原因とされている疾患で16疾患が指定されています。

介護度について

介護度は、（要介護状態区分）大きくは「要支援」と「要介護」に分けられます。

- ・要支援1～2は、日常生活を営むのに支障があると見込まれる状態です。
- ・要介護1～5は、日常生活動作の一部または全部に介助を必要とし、継続して常時介護を必要とすると見込まれる状態（要介護状態）です。

利用できるサービス量と自己負担

介護度に応じて、1か月に利用できる限度額が設定されています。その限度額を超える分は全額自己負担となります。

介護保険サービスの利用にあたっては、原則としてサービス費用の一部を利用者が負担します。

自己負担割合は、前年度の所得により1割～3割となっています。

介護保険についての相談窓口

- ① 占冠村役場福祉子育て支援課介護担当 ☎ 56-2022
- ② 占冠村地域包括支援センター（役場）